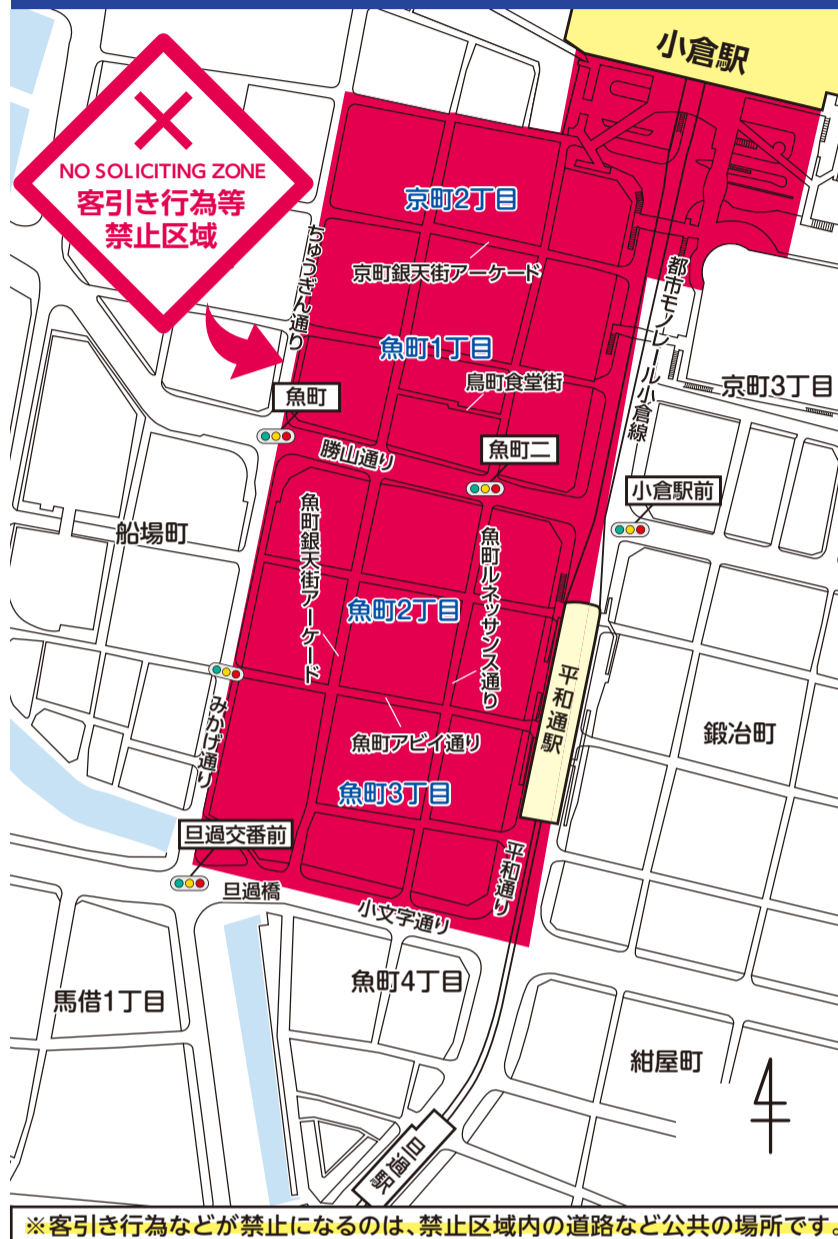


# 客引き行為などの禁止区域と罰則など

—— 12月16日から罰則などが適用されます ——

## 禁止となる区域



## 違反した人への罰則など

禁止区域で違反行為をし、勧告や命令に従わなかった場合は、5万円の過料と氏名・住所・店などを市のホームページや広報物で公表します。違反した人だけでなく、違反をさせた店や事業者も過料・公表の対象になります。

**勧告** → **命令** → **過料・公表**

### 迷惑な客引き行為をなくして、魅力的なまちへ

市では今回の条例制定を機に、11月中旬から客引きなどを行っている人に対して注意する「客引き行為等対策員」を新たに結成し、パトロールを行います。この他にも、啓発動画やチラシの配布を行い、広報啓発をしていきます。迷惑な客引き行為をなくし、小倉のまち、北九州のまちを、誰もが安心して訪れることのできる魅力あるまちにしていきたいと考えています。

市民文化スポーツ局安全・安心推進課  
高木良輔さん



このロゴを使った啓発動画をYouTubeなどで配信します▶



▲詳しくはホームページを



## 飲酒運転は、

絶対しない!させない!  
許さない!そして、見逃さない!

1～9月に市内では飲酒運転による交通事故が13件発生するなど、重大事故に直結する悪質・危険な運転がいまだに後を絶ちません。飲酒運転は運転する本人だけでなく、お酒を提供した人や運転をさせた人、同乗した人も厳しく罰せられます。お酒を飲む機会が多くなりがちなこの季節、「飲酒運転は絶対しない、させない」と一人ひとりが心にしっかりと留めてください。

### 自分にできること

飲酒運転は、絶対しない。家族や知人にも、絶対させない。

### 企業にできること

従業員に、飲酒運転を絶対させない。

### お店にできること

従業員はもちろんお客様に、飲酒運転を絶対させない。

### 「見逃さない」飲酒運転を見たら110番!

※飲酒運転撲滅条例により、全ての市民は飲酒運転を見た場合などは、警察官に通報しなければなりません。

### 飲食店や事業者の皆さん!

飲酒運転撲滅「宣言の店」「宣言企業」に登録し、飲酒運転撲滅に取り組みましょう!

市内では8月末現在、2000以上の飲食店と1万6000以上の事業者が登録しています。登録には、福岡県生活安全課に飲酒運転撲滅の宣言を行ったことを届け出る必要があります。登録後は、「宣言の店」「宣言企業」の登録証やステッカーが交付され、福岡県のホームページで取り組み内容が紹介されます。

#### 〈取り組み事例の募集〉

福岡県では、飲酒運転撲滅に向けた取り組みを募集しています。優れた取り組み事例は、交通啓発イベントなどで表彰します。詳しくは福岡県生活安全課 ☎(092)643-3167に☎を。



▲詳しくはコチラから

☎市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課 ☎582・2866

この特集に関するお問い合わせ 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 ☎582・2911